

ヘーゲル国家論の原理とその形成

——「市民自治」と「市民倫理」——

The Principle and Its Formation in Hegel's Theory of State
— 'Civil Governance' and 'Civil Morality' —

久 田 健 吉

Kenkichi HISADA

Studies in Humanities and Cultures

No. 4

名古屋市立大学大学院人間文化研究科『人間文化研究』抜刷 4号
2006年1月

GRADUATE SCHOOL OF HUMANITIES AND SOCIAL SCIENCES

NAGOYA CITY UNIVERSITY
NAGOYA JAPAN
JANUARY 2006

ヘーゲル国家論の原理とその形成*

——「市民自治」と「市民倫理」——

久田 健吉

要旨 ヘーゲルの国家論が「市民自治」と「市民倫理」を原理とし、それにおいて形成されているということ、『人倫の体系』、『ドイツ憲法論』、『イエナ5・6年草稿』、『精神現象学』、『法哲学』の叙述を追うことで論証したのが本稿である。

『法哲学』を除く4著はイエナ時代のもので、それゆえこれらは人倫国家実現を目指すヘーゲル国家論の習作をなすわけである。この4著では人倫国家の展望として「市民自治」と「市民倫理」を原理に具体的な形で考察されているが、国家論としては体系性を欠いている。それに対し『法哲学』は、この研究成果の上に立ち国家論として集大成し書かれていく。

以上のことを本稿の基本概念である「市民自治」と「市民倫理」に引きつけて言えば、まず、市民自治を市民の「己における構成」と概括し、市民が国家構成を問題にする姿を考察する。次いで、その際に市民が国家構成を自覚するあり方を市民倫理という形で克明に跡づける。市民倫理とは本来的には「人倫国家」における市民の「徳」ということであるが、この徳を、市民自治を実現していく中で市民が自ら自覚するものという意味での「市民倫理」の必然性の契機にする過程が叙述されている。

この過程を具体的に追ったのが本稿である。

キーワード：「市民自治」、「市民倫理」、「人倫国家」、「外化」、「疎外」

序

本稿の目標はヘーゲルの国家論の原理は何で、それがどのように形成されたかを追うことである。

私は『ドイツ憲法論』、『人倫の体系』、『イエナ5・6年草稿』、『精神現象学』、『法哲学』を研究する中で、ヘーゲルの国家論の原理は「市民自治」と「市民倫理」にあると言えるのではないかと思った。市民は市民自治を発展させ、自らの市民倫理を豊かに陶冶する中で、人倫国家を構

成していくという構図である。そして『ドイツ憲法論』から『法哲学』への道は、この国家論をより豊かに示すための努力の過程と見えた。それゆえ本稿はそれら著作の順に追うことで、上記課題を論証することとした。

本稿の研究は、国家とは何かを考える際、市民自治と市民倫理を問題にするのでなければならぬということを示した点で価値あると確信するが、従来の研究では、ヘーゲルの国家論は国家主義と言われてきている。端的に言えば、市民自治と市民倫理を育む場としての市民社会を国権でもって管理統治するという国家論である。日本を代表する和辻哲郎氏や金子武蔵氏もそう理解してきたし、K. ポパーはその国家主義を「ナチズムの武器庫」にもなったと論難するほどであった。こういうことから、ヘーゲル国家論の国家主義的理解との対決は避けて通れない。本稿は形成史を追う中でその対決をしたということである。市民自治と市民倫理の上に立つ人倫国家の構成の証明は何よりの反論となろうからである。

また近年になって国家主義的理解の暗雲を吹き飛ばし、正当にヘーゲルの国家論を理解しようという動きがJ. ドントやM. リーデル、Z. A. ペルチンスキーやS. アヴィネリ、国内では福吉勝男氏や滝口清栄氏などによって生み出されてきているが、形成史を明らかにする本稿の研究は、彼らと同調・共鳴するものになったと確信する。

第1章 『人倫の体系』の国家論

『人倫の体系』は、マルクーゼがドイツ古典哲学の最も難解な書の1つと言い、著名なヘーゲル研究者の上妻精氏が『人倫の体系』の研究状況を紹介して、世界のどの研究者も、難解の理由となっている「直観と概念の相互包摂」について、首尾一貫した解釈を示し得ないでいると言うほどの書物である。しかしよく読むとこの書物には、人倫国家を実現しようとするヘーゲルの思いがストレートに表明されているのが理解できるのだった。

「緒言」(Einleitung)で次のように言う。本書の目的は「絶対的人倫の理念の認識」にあるが、その認識は直観が概念にぴったり一致した形になることにおいて可能となり、その直観において人倫国家は展望されるに至ると。ざばり言えば、本書を、「人倫」(Sittlichkeit)を国家のうちに実現することを目的として書くと言うのである。

では、人倫国家とはどういう国家を指すのかと言えば、本文で、「主観・客観の同一性」が実現し、個人の「肉体の目が精神の目と一致する」に至る国家だと説明する。イエスの言を借りれば隣人愛の国家ということになるのか。己と他者との間に差のない、「己を愛するように隣人を愛する」世界としての「人倫」の世界が展望されている。

この人倫国家を更に次のように説明する。人倫が個人の意識の中に「徳」(Tugend)となって現れ出てくる国家こそが人倫の国家であって、この国家は、市民が自らのために行う市民自治の

活動を大切にすることにおいてはじめて成立してくると言う。つまり、市民自治とは市民が共存のためにする関係づくりであるが、この行為が大切にされる中で市民が逆に国家を大切に思う徳の心を形成させてくる国家、これが人倫国家だと言うのである。

更にこういう国家だから、人倫国家は市民の自治活動を大切に保障することを「制度の知恵」として意識的に持つのでなければならないとも付言する。

ヘーゲルが当初から市民自治と市民倫理が開花する国家を目指し、これを人倫国家と概括していたことが分かる。したがってこれ以降書かれる国家論がこの国家論の完成を目指したものになることは論を待たまい。

〈「絶対的人倫の理念の認識」〉

絶対的人倫の理念の認識の問題に戻ろう。

人倫国家は絶対的人倫の理念を認識した直観において実現されるという。直観とは市民の直観だから、絶対的人倫の理念を認識した市民において直観される国家ということになるが、なぜ、概念にぴったり一致させて絶対的人倫の理念を認識すると市民は人倫国家を実現したくなるというのだろうか。その答は、この市民社会が人倫国家を希求し実現しようとしているということへヘーゲルが前提として考えていたということのうちにある。なぜなら、絶対的人倫の理念の認識が人倫国家実現の行動を促すということであれば、この前提なしには、認識において市民が人倫国家を実現しようという気など起こしようがないからである。

まさにその通りで、理念とは社会が目的として持つ理想のことだから、絶対的人倫の理念とは人倫の社会が絶対的に持つ理想となる。だからこの絶対的人倫の理念を認識すれば、人倫国家実現の気持ちが起こるのは当然のこととなる。しかし問題は、このような同語反復的表現をなぜヘーゲルがしたのかということである。この中に、市民の絶対的人倫の理念の認識を通して、人倫国家実現の道を開こうとするヘーゲルの工夫を見ることは難しくないであろう。

こういうことであるからヘーゲルの次の課題は、市民社会が人倫国家を希求している姿を具体的に示すこととなる。換言すればこの絶対的人倫の理念の認識が同時に人倫国家実現の自覚を高める認識となるということを示すという形で書けたらよいとなる。どうしたらそれは可能となるか。認識主観としての直観を客観が持つ概念にぴったり合った形にして定立し得たら、それは可能となるという。つまり人倫国家を社会が希求しているのだから、その概念に己の直観をぴったり一致させることができたなら、当然市民社会の思いを己のものとし、人倫国家を実現しようという気になる、こう言うのである。

〈「直観と概念の相互包摂」〉

さてどうしたら直観を概念にぴったり一致させることができるというのだろうか。

ヘーゲルは直観は認識主体だからいつも客観を包摂するという理解に立ってはいは、直観を概念にぴったり一致させることはできないと言う。そうでなく客観に包摂され、客観が持つ概念をつかむという形になってはじめて真に一致させることができる。

とかく認識は認識主体による客観の包摂と考えられがちであるが、それではうまくいかない。客観に包摂されて包摂するということがあってはじめて真の認識は成立する。ヘーゲルはこのことを労働の場面から実証していく。

食べるだけの狩猟・採集の労働は、客観を利用するというのでなく消費だけを目標とするから、つまり客観の概念を問題にしないから、この労働は直観が概念を包摂する形の労働となる。それに対していわゆる生産的労働は直観が概念に包摂されて包摂する形の労働となる。なぜなら、生産的労働は客観が持つ概念を理解し、客観に即した、つまり自然の力を利用する労働であるからである。だからこの労働は、道具や機械を作り出していくことをも可能とする。

ところで、なぜ「包摂」という一般になじみのない語をヘーゲルは使用するのだろうか。包摂する主体が直観であるか概念であるかを明示するためだったと思われる。今見たように、直観は認識主体だから行為としては概念に包摂された形で包摂するわけだが、事実で言えば、概念が直観を包摂しているわけで、このことが言いたかったのだと思う。

なぜこのことが言いたかったのだろうか。客観が持つ概念に即して生きてはじめて生産的労働は可能となり、したがって人間性を開花させることができるからなのであり、ひいては市民社会の理念の認識をも可能にしようからなのである。

それゆえ問題は、この包摂が絶対的人倫の理念の認識にまで貫徹されているかとなる。

次いでヘーゲルは市民生活を問題にする。市民社会とは所有と交換の世界である。市民はここでもやはり、己の直観を客観としての概念に包摂されて包摂することの必要を自覚させられる。交換したいという主観的な思いだけでは交換は成立しないからである。ルールに従うのでなければならず、社会が持つ概念に則ってしか交換は成立し得ないから。

そして更に注目すべきは、こうした所有と交換の関係を認めずして、己の欲望を充たすために略奪を働くということは往々にして生じるが、この行為が絶対的人倫の理念の認識の糸口となるとされる点である。

次のように言う。略奪による侵害は当然復讐を呼び起こすことになる。しかしこの復讐に対しても復讐が生じる。したがって市民社会は永遠の闘争状態に陥ることは避けられないこととなる。それゆえここにおいて、市民の中に、社会の概念を認めた上での関係づくりの大切さが自覚されてくる。つまり相互の権利を認めた上での宥和と共存の必要である。こうして人倫に基づく国家への自覚（認識）が生まれてくると言う。

見られるように、市民社会が目的とする絶対的人倫の理念は、概念に包摂されて包摂することの大切さを知る直観において認識可能とされたのである。この直観においてヘーゲルは人倫国家

のあるべき姿を展望していく。

しかし、これで済まないのが現実である。市民社会が人倫を実現しようという理念を持ち実践しているのに、現実には人間を非人間化する「疎外」(Entfremdung)が存在するのである。ノーテンキに、直観を概念にぴったり一致させたらよいと言ってはおれない問題がある。現実批判を通しての理念の認識でなければ意味をなさないわけで、この課題を担って書かれたのが『精神現象学』となる。しかしその前に、この『人倫の体系』の前後に『ドイツ憲法論』と『イエナ5・6年草稿』が書かれている。そこでは市民自治としての市民の己における構成の問題や、市民倫理としての徳の問題が深められた形で問題にされている。まずそれらを見てからにしよう。

第2章 『ドイツ憲法論』の国家論

『ドイツ憲法論』は『人倫の体系』の少し前の1801年に書かれている。少し前という言い方は曖昧であるが、それは『人倫の体系』が草稿として書かれていて、出版を目的としたものではなく、しかも執筆年次を示す語も書かれていないので、内容から執筆年次を推定するしかなく、1802ないしは03年としか推定できないからである。

『ドイツ憲法論』と『人倫の体系』の関係は、『人倫の体系』は『ドイツ憲法論』がドイツ国家のあるべき姿を問題にした問題提起を、哲学的に深めるために書かれた書と言っていい。「哲学的書」というのは単なる国家論ではなく、人間の自覚の上に成り立つ国家論として書かれたという意味である。上で見た「直観と概念の相互包摂」の過程はそういうもので、認識の深まりが絶対的人倫の理念を自覚させるという形で書かれていた。

ヘーゲル国家論を理解する上で大切なことは、この自覚ということである。ヘーゲルが市民自治を大切にするのは、市民自治こそ市民の人間としての自覚を高め、徳や人倫の思想を高めるものと理解するからなのである。ヘーゲルは『イエナ5・6年草稿』以降ではこの思想を、市民が意識的に陶冶すべきものとして明確にするために、「市民倫理」(Gesinnung)という形で概括するようになる。

さて『ドイツ憲法論』が提起する国家論はどういうものであったか。隣国フランスの侵略を受けながら我関せずの態度をとる諸領邦の群と化しているドイツの現実を見て、この自由分散を問題にしたのである。「もはやドイツは国家ではない」。この語が端的にそのことを証明する。主権を確立し自覚ある国家統一の必要を説いたのがこの書物だったのである。そしてこれに加えて同時に、どういふ国家を作るのか、このことを問題にしたのである。その国家は市民が自治活動を行う諸組織(国家から見れば下位体系となるが)の自由裁量を許し、そのことにおいて市民が自発的に「信頼と自由」の感情が持てるようにする国家でなければならない、こう主張する。

見られるように、この市民自治としての下位体系の尊重とそれに伴う国家への市民の信頼の感

情の問題がヘーゲルの人倫国家の要をなしていることが分かる。本稿が「市民自治」及び「市民倫理」をヘーゲル国家論の原理と概括するゆえんである。

しかしなぜヘーゲルは国家論を哲学の問題として問題にするのだろうか。それは国家を手段としてでなく人間の目的として考えたからに違いないのである。人間が人間として陶冶していく場こそ国家であって、そうでなければ国家は人間にとってどうでもよいものとなる。ドイツの自由分散の国家でない真の国家は人間を陶冶する国家において成立する。人間性を開花させる国家であってこそ国家は、侵略を認めない「不敗の国家」となる。強固な国家は人間の自覚が作る。人間の陶冶の哲学的解明を必要とした理由はここにある。そしてこの延長上に人倫国家は開花するとされる。

第3章 『イエナ5・6年草稿』の国家論

『イエナ5・6年草稿』は表題の通り、イエナ大学での1805・06年の講義用草稿として書かれ、『人倫の体系』での認識を更に発展させるものとして書かれた。『人倫の体系』は哲学的国家論としては最初の叙述であって、国家はどうあって、どうしなければならないかという基礎部分の叙述をなした。これをどう発展させていくか。これが課題となり、その第1歩として『イエナ5・6年草稿』は構想された。

『イエナ5・6年草稿』の課題は2つあったように思える。1つは認識の仕方の問題であり、第2は市民倫理の深化の問題である。

第1の問題であるが、現実生活での認識で言えば、市民は研究者のように現実を現実から離れて認識するのではない。現実の諸関係の中で、市民は己のあるあり方において認識している。ところが『人倫の体系』の「直観と概念の相互包摂」による認識はいわば研究者の認識となっていて、概念がこうだからこうしなければならないという形で、つまり闘争を避けるためには宥和せよという道徳的命令に従うような認識になっていた。これではいけない。理念は現実の諸関係の中で自らを陶冶し自らの運命を自覚していく市民において認識されるものであって、人倫国家は命令として認識されるものではなく、市民に自覚されるものでなければならないから。こうした反省が『イエナ5・6年草稿』を書かせたと考えられる。

労働の場面も交換と契約の場面もこういう風に叙述される。したがって、直観を概念にぴったり一致させる形での認識ではなく、認識は意志による関係を結ぶ中で形成される認識となる。つまり市民はここでは主体形成される意志主体として登場する。

では関係を結ぶ市民はどう叙述されるか。「己を物にする」市民として叙述される。これはどうということかと言えば次のようになる。

己を物にするとは自分を諸関係の中に置いて、その諸関係の中で考えるということである。つ

まり労働や交換や契約という市民が関係し合う場面において、自分は何をすべきかを考える市民を問題にするということである。だからこの己を物にする認識は、『人倫の体系』における概念に包摂されて包摂する直観の認識に該当するが、違いは、既に述べたように外からの認識ということではなく、その関係性の中で自らが認識していくという点にあるということになる。こうして市民が主体的に認識する道が開かれる。

それとともに、『人倫の体系』で言われていた私的復讐は刑罰として認識されるようになる。己を物にし具体的な関係性の中で己を問題にするとは「相互承認」(Anerkanntsein)を前提とするが、犯罪はこの相互承認を侵害することになるからである。権利主体として承認された市民への侵害は当然私的にでなく、承認の上で罰せられるのでなければならない。市民はこうして刑罰という認識を登場させて来る。市民自治への大きな自覚が感じられる場面である。

更にこれとともに、市民には市民社会は己を成り立たせてくれるかけがえのない「実体」(Substanz)として自覚されるようにもなる。労働するのも交換するのも、人間として振る舞えるのもこの市民社会があればこそだからである。したがってこの市民社会は市民にとって単なる「実体」としてあるだけでなく、自らが支えていくものと認識されてもくる。それゆえ法に対しても、この実体を権威あるものとして高め、信頼しかつ遵守するための主権者の法として確立していくのでなければならぬという自覚を逆に生じさせることになる。こうして今や人倫国家はこの自覚の上に立った市民において展望される国家となる。

〈「外化」と「構成」〉

こういうことから、『イェナ5・6年草稿』では、人倫国家は市民の「外化」(Entäußerung)と「構成」(Konstitution)において形成されると言われる。外化とは普通には権利の譲渡と解されるが、分かりやすく言えば、市民は己の権利を確保するために折り合って関係を結ぶことである。つまり国家は、市民のこの外化(主体性)において構成されるというように展望されるのである。『人倫の体系』では、私的復讐を越えるために人倫国家の必要が自覚されるという形だったが、『イェナ5・6年草稿』では、市民がこの外化を真に己のものにするために国家は構成されるという形で展望される。市民の自覚による国家の形成という人倫国家が、まさにそれにふさわしい形で把握されたことが分かる。

市民倫理も『人倫の体系』ではたんに徳として意識に現れてくると書かれたただけだったが、『イェナ5・6年草稿』では、人倫の中で市民が持つ「自己意識」と書かれてくる。なぜなら市民の自治組織はたんに国家の下位体系に位置づけられるだけでなく、自らが国家を支えるものとして意識する下位体系として存在するに至るからである。こうして今やこの市民の自己意識は国家を支える「道徳」となって現れることになる。

更には、国家は市民自治を大切に「制度の知恵」を持つのでなければならぬと抽象的に

言われたただけだったが、『イエナ5・6年草稿』では、「統治の知恵」として公務員が持つべき資質として具体的に位置づけられるに至る。つまり「制度の知恵」は「統治の知恵」として国家の中枢を担う公務員の知恵となって開花させられる形になる。

以上において、ヘーゲルの人倫国家理解は『イエナ5・6年草稿』において大きな前進を遂げたことが分かる。市民に希求されて実現されるとする姿を明示すると同時に、その国家は市民と公務員の共同において実現されるものとして示されたのだった。

この項のまとめとして、市民自治の理解での両著の差を別の角度からも述べておきたい。『人倫の体系』ではヘーゲルは、市民が共存のために、相互扶助や「他者への配慮の心」を育てる活動を行うのが市民自治と言い、この市民自治を「市民の己における構成」という意味の *Konstitution in sich* という形で概括して人倫国家の構成原理として示したが、絶対的人倫の理念をこの市民自治において理解するというにはまだ至れなかったのである。つまり市民が自らの市民自治を真に実現するものとしての国家という展望である。そのため、人倫国家の認識が道徳的命令の形においてなされざるを得ず、市民自治の理解は人倫国家内での市民の己における構成に留まらざるを得なかったのだった。『イエナ5・6年草稿』との差は歴然であろう。

第4章 『精神現象学』の国家論

『精神現象学』に移ろう。

『精神現象学』は従来の研究では道徳論として読まれてきたが、正しくは国家論のための道徳論と読まれるべきと考える。人倫国家を支える個人はどうあるべきかを主題にした書物と考えるとすっきり理解できるからである。

時期的に言って、この『精神現象学』は『イエナ5・6年草稿』と同時並行的にか、もしくは直近に書かれている。『精神現象学』の出版は1807年であるから執筆はそれ以前からとなり、『イエナ5・6年草稿』は1805年あたりに書かれたことになるからである。もともとヘーゲルの根本意識では、国家論の要は国民陶冶の自覚とその実現にあるのだから、私のこの理解は合理的に思える。

先述したことを思い出していただきたい。疎外克服の問題があるのである。市民自治を基盤とした外化による構成の国家論は市民の主体性の上に立つ国家論として、『人倫の体系』に比して完璧と言って過言でないが、現実存在する疎外の問題については『人倫の体系』同様ノーテンキであったわけである。

現実を見れば、市民の関係には「疎外」がついてまわり、外化は「疎外」(Entfremdung)として現象している。疎外の具体的な現れは貧困であり、生活破壊であり、賤民の輩出であるが、人倫の実現を目標とする国家でありながら、これでは信頼と尊厳の育たない国家になってしまう。

市民自治と市民の自主性の上に立つ国家はこれを克服するのだから。ヘーゲルはこう考えてこの『精神現象学』の執筆に即座に取り組んだように思える。少なくとも、「意識の経験の学」から「精神の現象学」に移行する「精神」章はそのように論述されていると考えられる。

問題はなぜ外化が疎外となるかである。ヘーゲルはこの根本理由を解明するために、ギリシャ共同体を解体して自立を求める市民のあり様そのものの中に求めていく。

〈ギリシャ共同体の解体と「疎外」〉

古代ギリシャ共同体は人間が個人としての自覚を深める中で解体されたと言う。ギリシャ共同体において個人と共同体が1つのものとしてあったのは、個人の犠牲があったからであるが、それが分かってくる中で崩壊し始めたからである。その事情はギリシャ悲劇ソフォクレスの『アンチゴネ』の中に詳しい。

『アンチゴネ』はギリシャ悲劇の代表作である。国法は「人間の掟」として存在するが、しかし人間には同時に祖先や死者を弔う「神々の掟」も存在する。アンチゴネの2人の兄は相争ってともに死ぬことになるが、国王になった叔父は反逆者の方の兄の埋葬を許さない。反逆者は野にさらし野鳥のついでにさせるというのが国法だからである。しかし神々の掟に立つアンチゴネは国法を無視して兄を弔う。王はアンチゴネを幽閉する。しかしこの時、アンチゴネに思いを寄せていた王の息子はこれを悲しみ自殺してしまう。そして王自身もこの苦悶の中で命を絶つ。これが『アンチゴネ』の世界である。

国法に生きることは己を捨てて生きることであった。このことが市民に分かってくる。こうして市民は己に生きようとして国家を捨てる。その結果国家は市民の支えを失うから崩壊せざるを得ず、崩壊することになる。これが崩壊の理由であったと言う。

しかしこのことは、個人にとっては己において生きる道を獲得していくのだからだけでなく、なぜなら個人において生きるということは、自らの権利を自らにおいて守らなければならないということの意味するからである。国家に守護されないのだから当然である。こうして人間は個人として彷徨することになる。力のある者は領主になり力のない者は領民になって、主従の関係を結んで生きる。中世の封建社会はこういうものとして存在した。しかしこの関係を律する法は領主の私法であって市民の自由と権利を承認する真の法ではないから、市民は隷従に生きることを強られる。こうした状況の中から真の法を実現すべく国家への自覚が市民の中に生まれてくるのである。それは市民が経済的力をつけた絶対王政の重商主義の時代になってからである。およそ1500年の間彷徨していたというのがヘーゲルの理解である。

さて、この市民の自覚を『イェナ5・6年草稿』は「外化による構成」という形で示したのだった。己の権利を守り発展させるために外化し（関係を結び）それを構成することにおいて国家を形成するというように。しかし既に触れたように、この外化による構成では疎外がついてまわ

るのである。これを克服する形での外化でなければ、どんなに自己構成しても国家は疎外を内在化させることになる。

なぜ外化は疎外となるのだろうか。理由は外化が闘争の関係になるからなのである。どうして闘争の関係になるかと言えば、それは外化という関係づくりが己の「権利」を認めさせるという形でのものとならざるを得ないからである。封建時代の領主と領民という関係を破り、己の自由と権利を法という形で実現するという自覚に立つことはいいことだが、それだけが目的となれば市民間の闘争は避けられないものとなる。このためにである。己を「陶冶」(Bildung)して現実的「力」(Macht)を獲得しても、それは闘争に勝利して、己の権利と自由を承認させるための手段となるだけで、真の人間解放とはならない。敗者は貧困と人間破壊を強いられ、勝者は勝者で更なる闘争に備えなければならなくなるからである。したがって世界は己にとって疎遠な場となり、己の生きた証の得られない場となる。これが「疎外」なのである。外化が疎外と化するのはこのためであった。

〈「純粹洞察」〉

どうしたらこの疎外を市民は克服できるのだろうか。ヘーゲルはそのためには疎外の理由を根本から問うのでなければならぬと考える。そこで市民を「純粹洞察」(reine Einsicht)という形で登場させ、社会を徹底的に批判させていく。市民自らが疎外を克服する道筋を自らにおいて見出す過程として叙述するためにである。

この「純粹洞察」の精神はデイドロの『ラモーの甥』が持つ精神と同じとなる。なぜなら、理性の名において人間としてまともな生き方のできない社会を徹底的に告発するのだからである。もちろん信仰までも徹底的に批判する。しかしその批判を通して純粹洞察は己の願いが信仰の願いと同じであることを知るのである。こうして純粹洞察は疎外克服の道を見出すに至る。

ところで純粹洞察の願いは何であるかと言えば、もちろん人間が人間として尊重され自由が保障される社会を実現することである。それゆえ社会は人間の陶冶が自由と尊厳を拡大させる場となるのでなければならず、闘争の場であったり、人を出し抜いたり落とし込めたりする場であってはならない。

とは言えなぜ純粹洞察は信仰を批判したのか。信仰は闘争の場にあるのでないのに。それは逃避と見えたからに他ならない。神への愛や隣人愛の思想を説いても信仰は社会から離れ、己の良心の問題として実践するだけで、結局はこの不合理を容認するものと見えたからであった。しかし純粹洞察には、社会批判を徹底する中で不条理と見えたあの外化の真相は、実は「有用性」(Nützlichkeit)に基づく関係づくりであることが分かってくるのだった。市民社会の根幹にある「欲求の体系」(System der Bedürfnisse)は交換の体系であって、その心は共存にあることが。闘争の中で市民が願っているのはこの有用性に基づく関係づくりであって、この関係が不明瞭であ

ったから闘争に陥っていたのだ。共に生きるために役に立ち役に立たせる関係、利用し利用される関係こそが有用性の論理である。この論理に立てば、陶冶は普遍的に使用可能なものへと己を陶冶されることになって、すこぶる人間的となる。こうして、純粹洞察は、信仰の抱く隣人愛の思想は実は市民社会が外化に託した理想と同じものだという理解に達するに至る。

〈疎外克服と「良心」〉

この認識に達した純粹洞察（つまり市民）にとって、闘争を克服する共存の社会をどう作るかがこれからの課題となる。祈りによってか。もちろんそれも必要であろう。しかしもっと大切なことはこれを確信にして、共存の社会を実現していくことである。ではどうしたらよいのか。市民がこの共存の理念を、「良心」（Gewissen）として持つように導いたらよいとなる。道德の課題として。

カントは道德律を述べるにあたって、「汝の意志の格率がいついかなる時でも普遍的立法の原理に合致するように行為せよ」と述べたが、ここまで来れば、これを、「汝の意志の格率がいついかなる時でも有用性の論理に合致するように行為せよ」と発展させていいことになる。ヘーゲルはその可能性を「道德的心情」（Gesinnung）の概念を深める中で示していく。

「道德」という概念においては、カントが言うように確かに「享受」（Genuß）を問題としてはいけない。なぜなら道德の概念は普遍的概念であって、いついかなる所でも通用するものでなければならないからである。しかし道德の実践という具体的な場面で考えると享受は問題となってくる。なぜなら、道德は普遍的概念に即しつつ、その心情において享受を含む形で実践されるのが道德だからである。

この解釈において、ヘーゲルは「有用性」の享受を道德の課題として提起する道を開く。疎外を克服する闘争でない社会の実現、利用し利用される共存の社会の実現という良心からの願いを道德の課題として提起し、人倫国家を形成するにふさわしい市民のあるべき姿はこういうものとして提起することに成功する。以上である。

人間の陶冶が真に共存し信頼に満ちた社会になる道は人倫の国家以外にない。市民自治は人間の自覚を大いに高めるが、それは市民が共存の論理を良心として身につけてはじめて本物となる。つまり国家は人倫国家になれる。『精神現象学』はこの要請に応えるものとして書かれたわけである。

ところで「道德的心情」とは〈Gesinnung〉の訳語である。『イエナ5・6年草稿』ではこれを「市民倫理」と訳した。なのにこの『精神現象学』で「道德的心情」と訳するのであれば、少し説明を必要としよう。理由は、『イエナ5・6年草稿』では人倫国家の中で市民が持つ倫理という意味合いで使用されたのに対して、『精神現象学』では道德の実践の際に発生する心情という意味で使用されるが、この差による。このため前者では「市民倫理」と訳さざるを得ず、後者では

「道徳的心情」と訳さざるを得なかった。両訳語の関係は、道徳的心情が人倫国家においては市民倫理へと開花するという関係にあるということである。因に本稿の「市民倫理」の語の使用はもちろん『イエナ5・6年草稿』に則る。

次は何が課題となろうか。もちろん具体的な国家像を示すということとなる。上で述べてきたことは理論の世界のことである。制度・機構を伴った理論においてその国家像は具体的現実として示されねばならない。どう示されるべきであろうか。その課題を担って書かれたのが『法哲学』である。

第5章 『法哲学』の国家論

しかしこの課題は大変なものであったに違いない。『ドイツ憲法論』から『精神現象学』への執筆は1801年から1807年の間に、課題を見つけては書き直すというように流れるようになされているのに、『法哲学』の出版は1821年で、10年以上の歳月をかけ滞るような形で書かれているからである。絶対的人倫の理念が実現する具体的な国家を制度・機構においてどう提示するかで苦勞したことを示している。しかし出来上がった書は見事と言う以外にない。

まず構成から見ていきたい。『法哲学』は3部からなっている。第1部「抽象的な法ないし権利」、第2部「道徳」、第3部「人倫」である。第1部では市民が持つ一般的法ないし権利が述べられる。なぜ「抽象的」と言えば一般論だからである。実現されてはじめて具体的になる。具体化はもちろん第3部「人倫」の制度・機構論においてなされる。第2部の道徳論は市民が持つべき市民倫理である。市民倫理の発揚がなければ、疎外を生じさせることになって市民の一般的権利は実現されない。

こういうことであるから、この構成において「市民倫理」が要の位置に据えられているということはすぐ理解できる。『精神現象学』を経てのことだから当然であるが、それを改めて確認したことになる。実際ヘーゲルは、道徳の「固有の場」は市民がよって立つ市民社会にあるとし、それは個人的欲求を充たす関係にあるから特に必要と言う。

その道徳の固有の場となる欲求の体系としての市民社会はどのようなものとして、ここで確認されているかと言えば、市民にとっての「普遍的資産」(allgemeines Vermögen)と確認されている。「普遍的資産」とは言い得て妙と言うべきで、市民が自らの欲求を実現する中で自らを鍛え陶冶していく皆の財産、つまり市民がよって立つ場という意味である。市民にとってかけがえのない場であって、『イエナ5・6年草稿』や『精神現象学』では「実体」と呼ばれていたものである。しかし実体とはいかにも一般的で抽象的である。『法哲学』ではこれを「普遍的資産」と概括して意味を明瞭化する。

この場は個人が特殊的幸福を追求する場であって、したがって偶然性が支配する場でもある。

前述したようにこれは疎外の原因ともなるわけで、だから市民社会には、市民の願いである有用性を実現するための道徳の発揚が求められ、それゆえこの普遍的資産としての市民社会は道徳の固有の場となると言うのである。『人倫の体系』、『イエナ5・6年草稿』、『精神現象学』の成果が踏襲されていることが分かる。

さて『法哲学』の課題は、この市民の希求に制度・機構においてどう応えるかである。道徳論だけなら前3著ですでに決着済みである。

〈「市民倫理」の展開〉

ヘーゲルはまず家族、市民社会、国家の市民倫理の目標を次のように明示する。家族は「愛」(Liebe)を、市民社会は「実直」(Rechtschaffenheit)を、国家は「愛国心」(Patriotismus)を育むものとなるのでなければならない。もちろんこれは道徳のお説教として語られるのではなく、制度・機構において実現されるべき国家の目標として語られる。

どう語られるか。この実現には国家が家庭と職業団体を己の土台として大切にすることが前提であって、その結果として国家への市民倫理が愛国心として開花するようにするのでなければならないというように語られる。

家族は両性の合意に基づいて成立するが、この家族において両性は子供の育成や資産形成のために共同して働く。この家族のために働くという行為が共同の労働こそ己のためになるという「人倫の心」を育てる。つまり家族は「愛の心」を育む基礎単位と言え、国家の土台となるものである。ところがこの基礎単位が疎外や貧困によって壊されることになれば人倫の心は育ちようがなくなる。それゆえ家族が十全に活躍できるようにすることは国家の課題でもあるわけで、その課題を担うのが「福祉行政」(Polizei)の仕事だとヘーゲルは言う。家族は家族の問題であるが、同時に国家の必須の問題でもあると説く。

次は市民社会である。市民は「職業団体」(Korporation)などの相互扶助の自治組織を構成し他者への配慮の必要を学んでいる。つまりこれらは、市民が成員の教育や生計への配慮及び共通の目的のために働くということの大切さを自覚する「倫理性」を身につける場となっている。そしてこの関係が「実直」という市民倫理を育てる。だからこの市民倫理も国家の土台をなす。だから発展育成させることが必要で、国家は彼らの自治権を保障すると同時に、福祉行政を展開して保護育成するのでなければならないと説く。家族同様市民組織も国家の必須の問題であると言うのである。

この福祉行政において、愛国心が市民の中に醸成させられると言われる。

福祉行政は『人倫の体系』では「制度の知恵」と言われ、『イエナ5・6年草稿』では「統治の知恵」と言われた。『法哲学』では知恵としてだけでなく、制度・機構論における福祉行政として具体的に展開されるに至る。

更にこの「知恵」の具体化の福祉行政は、自治団体の長や管理者、経営者と国家の最高官僚との協議においてなされるのでなければならないと言われる。市民自治を国家の最大事とするヘーゲルにおいて、それは『人倫の体系』では「市民の己における構成」として考察され、『イェナ5・6年草稿』では市民による国家構成として考察されたが、この『法哲学』においては福祉行政を市民が担当する具体的あり方として示されるに至る。

〈議会と最高官僚〉

市民自治を大切する国家は福祉行政を含め国家行政を立法によって遂行するのだから、議会と最高官僚の関係は1番の要の問題となる。

議員は職域から選抜される職域代表という形を取るものとされる。この選抜方法は今日の社会に見られる個人立候補制ではないけれど、市民自治の延長と考えられるから、それ相応の意義ある制度として考えてよい。しかしこの議会と最高官僚の関係が、『法哲学』では議会が最高官僚たちの立法活動の「協賛」の地位に置かれているのである。これは大問題と言わなければならない。

ところで、人倫国家を真に実現しようとしたらその働き手としての公務員が必要で、更には彼らをたばねる最高官僚の必要なことは言うまでもない。人倫国家が「有能な」彼らを必要とするゆえんである。だからヘーゲルが「絶対的人倫の理念」を問題にし、「良心」や「有用性」の論理を問題にしたのは、それらの理念や論理を身につけた公務員の育成のためであったことは論を待たない。

しかしこうであるからと言って、最高官僚がいついかなる時でも絶対的人倫の理念の上に立った行為者であるという保証はないのである。だから、ヘーゲルがなぜこういう考え方をしたかについては考えておく必要がある。恐らくヘーゲルにとっては人倫国家の最高官僚が汚職を犯すなど考えられないことであつたに違いない。「信頼と尊敬で結ばれる国家になぜ汚職が」。これである。しかし神でない不完全な人間にとって汚職は誘惑となる。だからヘーゲルといえどもこの汚職への誘惑は避けられないという点を見落とすという盲点を持っていたと考えるべきであろう。国民の中から特別に試験において選抜されたとしても、最高官僚は人間であつて神ではない。オールマイティではあり得ないのである。議会はチェック機能を持つべきで、この点の欠如はヘーゲル国家論の最大の弱点と言える。

しかし、これがヘーゲルの本当の思想なのだろうか。次々項でもう一度考えることにする。

〈議会の公開と世論〉

ヘーゲルは議会の公開を提起する。これは市民自治を真に実現する上ではとても大事な考えである。立法は議員にお任せでは市民自治の真価は発揮されないからである。真の市民自治は、市

民と共に考え共に審議し共に決議することにおいて豊かに実現される。この公開と世論形成を通して市民は一層陶冶を進めることになり、国家の方でも、市民とともに歩む国家はどうあらねばならないかを自覚する契機を持つこととなる。

〈『要綱』 国家論の限界〉

前の問題に戻るが、真に市民自治を実現する中で豊かな市民倫理を開花させようという人倫の国家論において、最高官僚オールマイティ論や議員の政府協賛論はどう考えても不釣り合いである。本当にこれがヘーゲルの真意なのだろうか。

ヘーゲルはこの『法哲学』の講義をハイデルベルク大学とベルリン大学でしているが、その講義録を読むとどうもそれが真意でないことが分かってくるのである。

『法哲学』の出自の由来を述べながらそのことを見ていこう。『法哲学』は大学での講義用教科書として出版されたもので、正式の書名は『法哲学要綱』と言う（『要綱』と略記されることもある）。ヘーゲルは法哲学の講義を全6回行っているが、この『法哲学要綱』は第3回講義後出版され、第4回講義から使用された。第1回から第3回までは教科書なしの口頭講義であったわけである。その後学生からの求めがあって、それに応えて講義の要綱を教科書として作成したというのが本書出版の理由である。

だから『講義録』（学生の筆記録の出版されたもの）と教科書（『要綱』）では基本的に一致しているのだからなければならないのである。しかしそれが違っているのである。どこが違っているかと言えば、上で見た最高官僚オールマイティ論と議員の政府協賛論においてなのである。

第1回の『講義録』では、公務員層の離反と疎外、つまり汚職や癒着や職務怠慢については議会でチェックされることになっており、最高官僚オールマイティ論は否定されている。議員の政府協賛論も、公務員への苦情の調査と大臣の訴追権を議会は持つという形になっていて、協賛の域をはるかに越えている。

どう考えても、講義録の方が市民自治を貫徹する思想になっていると言える。とすればなぜ『要綱』は後退した思想の叙述となったかが問題となる。最近の研究では、『要綱』出版の前年に「カールスパート」の決議がなされ、検閲と政治反動が強まる中で政治的妥協せざるを得なくてこうしたと言われている。この説明の真偽については議論が分かれるであろうが、市民自治の立場からすれば、この問題については『講義録』の方が首尾一貫していると確認していいと思う。

〈立憲君主制〉

最後に、市民自治と市民倫理を大切にす国家形態は「立憲君主制」だとするヘーゲルの見解について触れておきたい。この思想は「カールスパート」の決議という政治反動があったから導入されたというものではない。『ドイツ憲法論』以来一貫するヘーゲルの思想なのである。市民

自治の立場からすれば「立憲君主制」のうち「君主」はいらないと思うのであるが、市民自治の貫徹する国家においては立憲君主制は欠くことができないと言うのがヘーゲルの主張なのである。自由というものは根本において個人の自由なので、心の拠り所がなければ自由主義に陥り国家は存立し得なくなるから、これが理由と言う。

この立憲君主制の容認をヘーゲル思想の限界と見ることはできよう。時代の制約から個人の自由への躊躇があつてこう考えたと思われる。しかし大切なことは、市民自治の貫徹のために立憲政治の一層の開花を問題にしたかどうかである。この点でも『講義録』と『要綱』では、『講義録』の方がすぐれた見解を述べているのである。『講義録』では君主の決定には、大臣の「副書」（同意）が必要と明記されているからである。『講義録』の方では象徴もしくは統合としての君主の位置づけが明快である。君臨すれども統治せずの思想が見えてくる。

結び

市民自治を擁護発展させる中で市民倫理を豊かに開花させるというヘーゲル国家論の原理とその形成史の紹介は以上で終える。序で述べた、ヘーゲル国家論の国家主義的理解に対する批判は基本的に達成できたと思う。

ヘーゲル国家論の功績は国家を哲学の問題として考え、市民自治と市民倫理の問題を真正面に掲げたことにあると言える。市民社会そのものが人倫の実現を求めていることを明らかにする中で、国家の方向性を解明した点にこそヘーゲル国家論の真骨頂はある。

今日の政治を見るに、私利や趣味で政治を動かしている場合を多く目撃する。政治の要諦は市民とともにあるべきで、首長や議員のパフォーマンスの場であってはならない。国家は人倫国家であるべきで、市民自治を大切に、市民の陶冶を保障し、信頼と尊敬の国家を作るということでなければなるまい。ヘーゲルの国家論はこのことを余すところなく明らかにしてくれている。教訓にすべきと思う。

※ 本稿は、名古屋市立大学大学院人間文化研究科に提出し、2005年3月に学位授与を受けた博士學位論文の要約である。

（研究紀要編集委員会は、編集発行規程第5条に基づき、本原稿の査読を論文審査委員会に依頼し、本原稿を本誌に掲載可とする判定を受理する、2005年10月18日付）。